

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（276）」

2. 日時：平成29年8月9日 13時30分～19時00分

3. 場所：原子力規制庁 18階共用会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他8名）

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」において整備する給水(送水・補給等)の手順については、他の手順との関係及び重大事故等対処設備・自主対策設備の位置づけを明確にした上で、全体的に整理して提示すること。
- 自主対策設備を使用する手順を重大事故等対策とする考え方を整理して提示すること。
- 「可搬型代替注水大型ポンプ付きの圧力計」に係る試験・検査性について整理して提示すること。
- 「重大事故等発生時の対応手段の選択」において、使用する水源の優先順位について、想定する事故、水源までの距離及び作業量等を踏まえて、考え方を整理して提示すること。
- 水源切り替えの手順について、可搬型設備からの切り替えなど資料に不足している手順を追加し、整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故

の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）